

別記様式 1

監理技術者等及び営業所技術者の専任特例確認事項

工事名

会社名

I. 監理技術者等の専任特例

①専任特例 1 号（ICT 活用による兼任）

	確認事項	確認書類
☐	請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であるか。	別記様式 5
☐	配置予定の監理技術者等の兼任件数は、本工事を含め、2 件までとなっているか。（現場間の移動時間が概ね 2 時間以内）	別記様式 5、 （契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）
☐	下請次数は 3 以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
☐	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	各現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
☐	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

②専任特例 2 号（監理技術者補佐の配置による兼任）

	確認事項	確認書類
☐	配置予定の技術者は、監理技術者であるか。（主任技術者は不可）	監理技術者資格者証の写し、 講習修了証の写し
☐	配置予定の監理技術者の兼任件数は、本工事を含め、2 件までとなっているか。（現場間の移動時間が概ね 2 時間以内）	（契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）
☐	兼任する各工事は、公共工事であるか。	（契約中の工事がある場合は、契約書の写し）
☐	兼任する現場毎に、専任の監理技術者補佐を配置しているか。	資格者証等の写し、 （契約中の工事がある場合は、施工体制台帳の写し）

Ⅱ. 営業所技術者の専任特例

①専任の監理技術者等との兼任

	確認事項	確認書類
☐	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
☐	請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であるか。	別記様式 5
☐	監理技術者等の兼任件数は、1 現場のみか。（営業所から現場までの移動時間が概ね 2 時間以内）	別記様式 5
☐	下請次数は 3 以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
☐	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
☐	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

②非専任の監理技術者等との兼任

（ⅰ）営業所から現場までの距離が離れている場合

	確認事項	確認書類
☐	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
☐	請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であるか。	別記様式 5
☐	監理技術者等の兼任件数は、1 現場のみか。（営業所から現場までの移動時間が概ね 2 時間以内）	別記様式 5
☐	下請次数は 3 以下であるか。	別記様式 5、 施工体系図の写し
☐	現場の施工体制が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	遠隔から現場状況が確認できる情報通信機器等を設置しているか。	別記様式 5
☐	現場に監理技術者等との連絡や必要な措置を講ずるための連絡員を配置しているか。	別記様式 5、 （土木一式、建築一式工事の場合は、連絡員の実務経歴書）
☐	人員配置を示す計画書の作成をしているか。	別記様式 5

(ii) 営業所から現場までの距離が近接している場合

	確認事項	確認書類
☐	監理技術者等を兼任する工事の契約は、当該営業所で締結されたものであるか。	別記様式 5
☐	営業所及び監理技術者等を兼任する現場が、ともに八幡市内であるか。	別記様式 5
☐	営業所と現場との間で、常時連絡ができる体制であるか。	別記様式 5

※確認書類については、落札決定後、速やかに提出すること。

※確認書類の確認により、条件を満たさないことが判明した場合、落札決定を取り消すことがあるので、注意すること。

別記様式 2

配置予定技術者調書

工事名

会社名

技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			
監理技術者 (監理技術者補佐) (主任技術者) (連絡員)			

【記入例】別記様式2

配置予定技術者調書

工事名 ○○○○工事

会社名 ○○株式会社

技術者の種別	氏名	資格・資格者証番号	勤続年数
監理技術者 （監理技術者補佐） （主任技術者） （連絡員）	○○ ○○	監理技術者 第○○○○号 講習修了番号 第○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 （監理技術者補佐） （主任技術者） （連絡員）	○○ ○○	監理技術者 第○○○○号 講習修了番号 第○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 （監理技術者補佐） （主任技術者） （連絡員）	○○ ○○	二土施 交付番号○○○○号	○年○ヶ月
監理技術者 （監理技術者補佐） （主任技術者） （連絡員）	○○ ○○	○○大学土木工学部卒 実務経験○年	○年○ヶ月

留意事項

- 入札参加資格確認申請書時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していること。
施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等の極めて特別な場合に限る。
- 配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
- 技術者の種別欄は、該当するもの以外を全て実線で消すこと。
- 資格は、工事に必要な資格で、技術者が保有している資格を記入すること。
- 資格者証番号は、記入した資格の資格者証番号（合格証明書番号、認定書番号等）を記入すること。
- 実務経験による技術者は、資格・資格者証番号欄に、最終学歴及び実務経験年数を記入すること。
- 勤続年数欄は、当該技術者の入札参加資格申請の日までの勤続年数を記入し、月数については切り捨てとすること。（200日の場合は、6か月とする。）

8. 上記内容が確認できるよう次の資料（以下「確認資料」という。）を添付すること。

(1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

①監理技術者

次の(ア)及び(イ)の資料

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 監理技術者講習修了証の写し（(ア)の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要）

②監理技術者補佐

次の(ア)又は(イ)及び(ウ)の資料

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 1級技士補の合格証明書の写し

(ウ) 資格証明書の写し（2級国家資格者）又は経歴書（実務経験による資格者）

③主任技術者

次のいずれかの資料

(ア) 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）

(イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

④連絡員（土木一式又は建築一式工事の場合）

当該工種の1年以上の実務経歴書

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3か月以上の雇用関係にあることが確認できる次の資料等

(ア) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し

(イ) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

(ウ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

(エ) 所属会社の雇用証明書

※八幡市ホームページに掲載の「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料について」を確認すること。

別記様式 3

設計図書に関する質疑書

令和 年 月 日

八幡市 入札担当課 行

会社名			担当者	
連絡先	TEL		FAX	
工事名				
工事場所				
質疑事項	事項の説明			

- (注) 1. 質疑書の締切は、入札公告「入札手続等」及び共通事項5のとおりです。
2. 質疑の回答は、共通事項5のとおりです。(FAX075-983-1148)
3. 質疑事項は、明瞭・簡潔に記入してください。
4. 設計図書に関する質疑については、当該入札参加者からのみ受付けます。
5. 入札・契約手続等の事務的な質問については、口頭で回答する場合があります。
6. 質疑書以外での設計図書に関する質問については、一切受付けません。

八幡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

建設工事の案件名称

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象

(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の情報の入手先

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象

(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の情報の入手先

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合には提出を求めるものではありません。

※事象については、天災その他自然的又は人為的な事象により生じるもので、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載してください。

人員の配置を示す計画書

兼任対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
建設業者	名 称					
	所 在 地					
兼任する技術者	兼任の種類		専任特例 1 号（ICT 活用による兼任）			
			営業所技術者と監理技術者等との兼任			
	氏 名					
	営 業 所 名	【※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載】				
	法定外労働時間 （一日平均）	見込時間		実績時間		
建設工事①	工 事 名 称					
	現 場 所 在 地					
	契約締結営業所	名 称	【※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載】			
		所在地	【※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載】			
	工 事 業 種		請 負 代 金 額			
	移 動 時 間		下 請 次 数			
	現 場 の 施 工 体 制 確 認 方 法					
	現 場 状 況 の 確 認 方法及び通信状況					
	連 絡 員	氏 名				
		業者名				
		実務経験 【※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載】	工事名称	期間		
合計年数						
建設工事② 【※専任特例 1 号 の場合のみ記載】	工 事 名 称					
	現 場 所 在 地					
	工 事 業 種		請 負 代 金 額			
	移 動 時 間		下 請 次 数			
	現 場 の 施 工 体 制 確 認 方 法					
	現 場 状 況 の 確 認 方法及び通信状況					
	連 絡 員	氏 名				
		業者名				
		実務経験 【※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載】	工事名称	期間		
	合計年数					

人員の配置を示す計画書

兼任対象期間	令和▽年▽月▽日 ～ 令和△年△月△日				
建設業者	名称	□□□株式会社			
	所在地	京都府〇〇市□□□◇-◇			
兼任する技術者	兼任の種類		専任特例1号（ICT活用による兼任）		
		✓	営業所技術者と監理技術者等との兼任		
	氏名	〇〇△ ××			
	営業所名	八幡支店			※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載
	法定外労働時間 （一日平均）	見込時間	1時間00分	実績時間	1時間10分
建設工事①	工事名称	□□□□工事			
	現場所在地	八幡市△△△地内			
	契約締結営業所	名称	八幡支店		※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載
		所在地	八幡市□□□◇-◇		※営業所技術者の兼任 の場合のみ記載
	工事業種	土木一式工事	請負代金額	65,000,000円	
	移動時間	10分	下請次数	2	
	現場の施工体制 確認方法	スマートフォン及びウェアラブルカメラ			
	現場状況の確認 方法及び通信状況	スマートフォン（モバイル通信利用可能）			
	連絡員	氏名	◇◇▽ 〇〇		
		業者名	□□□株式会社		
実務経験 （※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載）		工事名称	期間		
		令和〇年度〇〇工事	令和〇年〇月～令和△年△月		
	△▽△工事	令和△年△月～令和▽年▽月			
	合計年数	1年9ヶ月			
建設工事② （※専任特例1号 の場合のみ記載）	工事名称				
	現場所在地				
	工事業種		請負代金額		
	移動時間		下請次数		
	現場の施工体制 確認方法				
	現場状況の確認 方法及び通信状況				
	連絡員	氏名			
		業者名			
		実務経験 （※土木一式 又は建築一式 工事の場合 のみ記載）	工事名称	期間	
	合計年数				

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

八幡市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
F A X 番号
担当者名・連絡先

予定価格に係る照会書

下記の建設工事の入札に係る予定価格について、照会します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日 令和 年 月 日
- 3 質疑先の工事発注担当課 八幡市 部 課
- 4 照会内容（予定書価格に疑義がある具体的な項目）

※合併入札の場合で、複数の課宛に質疑があるときは、工事発注担当課ごとに照会書を分けて提出してください。

※「予定価格の事後公表に係る事務取扱要領」第 6 条各号のいずれかに該当するものは、回答を行いません。

（例）・予定価格に係る照会書の送付以外の方法によるもの

- ・質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- ・入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの 等